

# 後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

## ■後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（黄色）の有効期限は、令和4年7月31日までとなっています。

また、後期高齢者医療保険の病院等での窓口負担割合について、10月1日から「2割負担」が新設され、下表のとおり変更となります。

旧基準：令和4年9月30日まで		新基準：令和4年10月1日から	
区分	医療機関窓口での負担割合	区分	医療機関窓口での負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者	1割	要件を満たす方	2割
低所得者 (住民税非課税世帯等)	1割	一般所得者	1割
		低所得者 (住民税非課税世帯等)	1割

「2割負担」の新設に伴い、令和4年8月1日以降の新しい保険証は、次のとおり2回交付します。なお、2割負担制度に関する詳細な情報は、広報やまと9月号で改めてお知らせします。

期間中、 利用可能な 保険証	～7月31日まで	8月～9月	10月～令和5年7月31日
			
送達方法	—	7月中に簡易書留で郵送	9月中に簡易書留で郵送

## ■「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新のお知らせ

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）・「限度額適用認定証」（桃色）をお持ちの方は、令和4年7月31日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（薄青色）または、「限度額適用認定証」（桃色）を7月発送の保険証に同封して簡易書留で郵送します。いずれも、有効期間は「令和4年8月1日から令和5年7月31日」までの1年間となります。8月1日からご使用ください。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295